よくある質問

税理士事務所の所在地においては、丁目、番地、番、号を省略せずに正確に記載をしてください。

また、自宅住所・本籍においては住民票の表記のとおり記載してください。

【会員個人の変更】

Q1 会員個人の事務所の所在地を神奈川県又は山梨県内に変更(変更予定を含む)した場合の手続きはどのようにすればよいですか?

回答:提出いただく申請書類等は次のとおりです。

- 1 変更登録申請書 1通
- 2 変更登録に関する届出書 1通
- 3 写真 1枚
- 4 変更登録手数料5,000円
- ※ 自宅とは別の場所に事務所を設置する場合は、賃貸借契約書(写)等
- ※ 事務所の所在地と一緒に自宅住所も変更される場合の変更登録手数料は5,00 0円です。
- より詳しい変更登録手続きについては、こちらをご覧ください。
- Q2 会員個人の自宅住所の変更をした場合の手続きはどのようにすればよいですか? 回答:提出いただく申請書類等は次のとおりです。
  - 1 変更登録申請書 1通
  - 2 変更登録手数料2,500円
  - 3 住民票の写し(コピー可)(住所変更と同時に本籍が変わる場合は、本籍が記載されたものをご提出ください。)
  - ※ 変更後の住所の記載にあたっては、電子証明書・IC カード発行及び更新の関係から住民票の表記のとおり記載してください。
  - より詳しい変更登録手続きについては、こちらをご覧ください。
- Q3 東京地方税理士会内で所属税理士から開業税理士に、開業税理士から所属税理士に変 更登録することになった場合の手続きはどのようにすればよいですか?

回答:提出いただく申請書類等は次のとおりです。

- 1 変更登録申請書 1通
- 2 変更登録に関する届出書 1通
- 3 写真 1枚
- 4 変更登録手数料5.000円

※開業税理士に登録区分を変更する場合は、税理士事務所の設置に関する提出書類が必要となります。事務所の所有形態並びに使用形態によって提出する書類が異な

りますのでご注意ください。

なお、社員税理士の変更手続きと法人の届出事項の変更も同時におこなってく ださい。

- より詳しい変更登録手続きについては、こちらをご覧ください。
- Q4 神奈川県又は山梨県以外の場所に事務所の所在地を変更(変更予定を含む)した場合 の手続きはどのようにすればよいですか?

回答:提出いただく申請書類等は次のとおりです。

- 1 退会届 1通
- 2 変更登録申請書 1通
- 3 変更登録に関する届出書 1通
- 4 写真 2 枚
- 5 税理士証票(写)及び会員章 (バッジ)
- 6 変更登録手数料5,000円
- 7 他添付書類
- より詳しい変更登録手続きについては、こちらをご覧ください。
- Q5 証票に使用する写真のサイズを教えてください。

提出いただく写真については、下記を参照願います。

- ① サイズ 縦3cm、横2.4cm
- ② ネクタイ、上着着用のもの又はこれに準じたもので、背景が無地であること。
- ③ 最近3か月以内に撮影したもの、カラー、白黒どちらでも可
- ④ 裏面に氏名・所属支部を記載のこと